

第3章 様々な人権課題に対する取組

人権尊重の理念に関する理解を深めるためには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的な問題として捉え、身近な課題に積極的に取り組んで解決していこうとする視点との両面からのアプローチが大切です。常に具体的な人権問題を考えながら、理念の理解に努めなければなりません。

その意味で、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」においても重要課題とされている、部落差別、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、性的少数者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害などの人権課題について、これまで進められてきた人権尊重の視点からの取組や今後の方針などを踏まえつつ、次のように教育及び啓発を進めます。

1 部落差別

【現状と課題】

部落差別は、わが国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権の保障に関わる重大な社会問題として、その解決に向け様々な対策が講じられてきました。

昭和40(1965)年の同和对策審議会答申（以下「答申」という。）では、「部落差別は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置づけ、その早急な解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。この答申を受けて、「同和对策事業特別措置法」（昭和44(1969)年）が施行されて以来、3度にわたり特別措置法が施行され、生活環境の改善、教育上の格差の解消、差別意識の解消などに対する取組が図られてきました。

その結果、住宅や道路などの環境は大きく改善され、進学や就職の機会も一定程度確保されました。また、部落差別への正しい理解や人権意識の向上など、一定の成果もみられるようになりました。

そこで、特別措置法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったとして、平成14(2002)年3月末日をもって終了し、産業、就労、教育などの残された課題については、一般施策に移行しました。しかしながら、依然として偏見が根強く存在し、潜在化の傾向が見られるなど、部落差別の完全な解決に至らず、身元調査や土地差別、インターネットの悪用などの差別が今なお存在しています。

依然として部落差別の解消に至っていない状況の中、平成28(2016)年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定され、「部落差別解消の必要性に対する国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現する」ことを基本理念に、差別解消に向けた施策を推進することとしています。

また、本市では、平成30(2018)年9月に、部落差別解消推進法の理念にのっとり、市の責務や、市民の役割を示した「加東市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、部落差別の解消をめざしています。

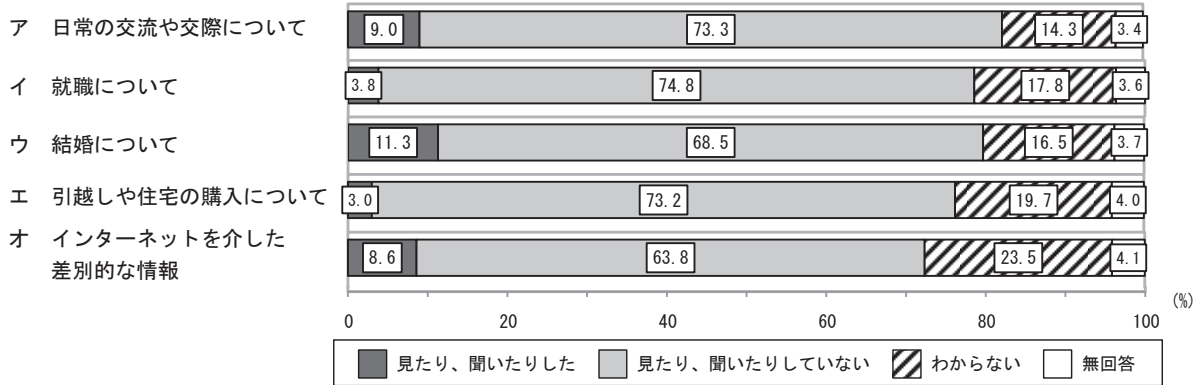
H30市民意識調査の結果によると、同和地区に関する差別を見たり聞いたりした経験は、回答者全体では、『日常の交流や交際』『結婚』『インターネット』などで、1割前後の人があると答えており、同和地区に対する差別は依然存在している様子がうかがえます。また、

結婚相手が同和地区出身者かどうか身元調査をすることは人権侵害にあてはまると思うかについては、「よくあてはまる」と答えた市民が39.2%、「ややあてはまる」が23.0%となっています。年齢別でみると、年代が上がるほど「よくあてはまる」の割合が低くなっています。

住宅を選ぶ際、「同和地区の物件は避けるが、同和地区を含む小学校区の物件は避けたいと思う。」と「同和地区の物件だけでなく、同和地区を含む小学校区の物件も避けたいと思う。」を合わせた「避けたいと思う」の割合は、18、19歳が5.0%、20歳代が10.8%に対し、30歳以上の年代では22.5%～30.8%となっています。

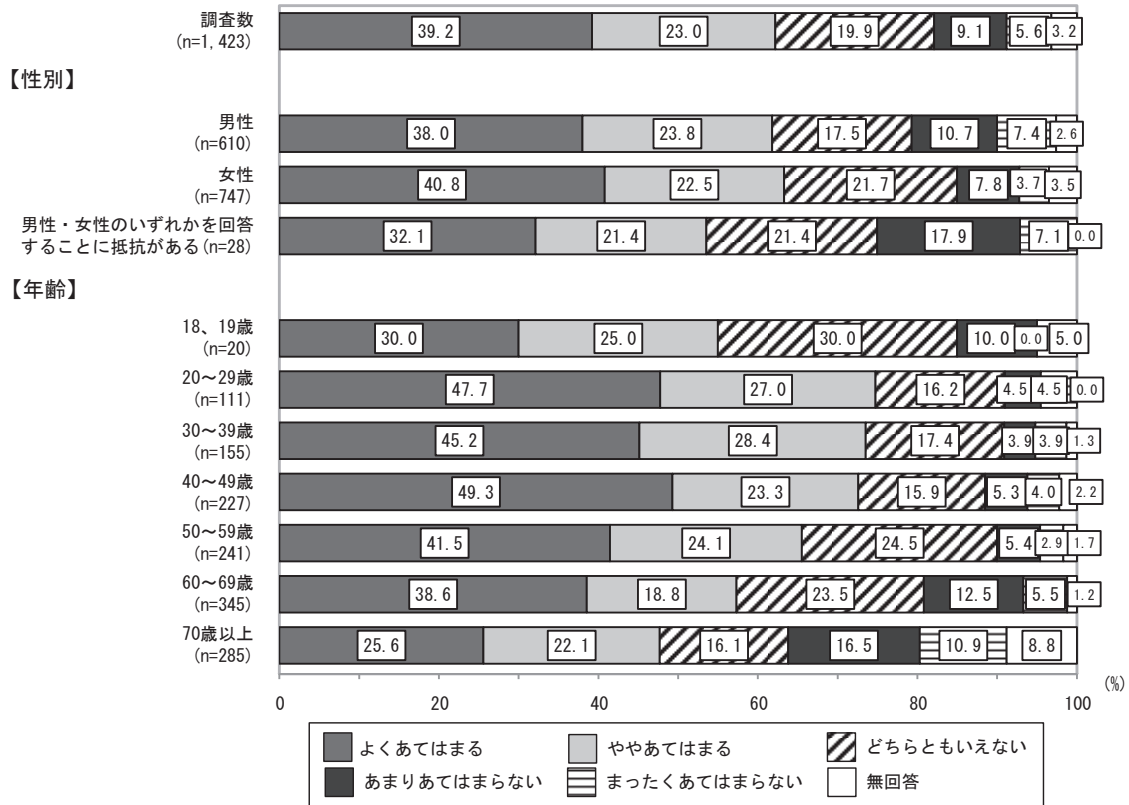
■同和地区に関する差別を見たり聞いたりした経験の有無

調査数 (n=1,423)



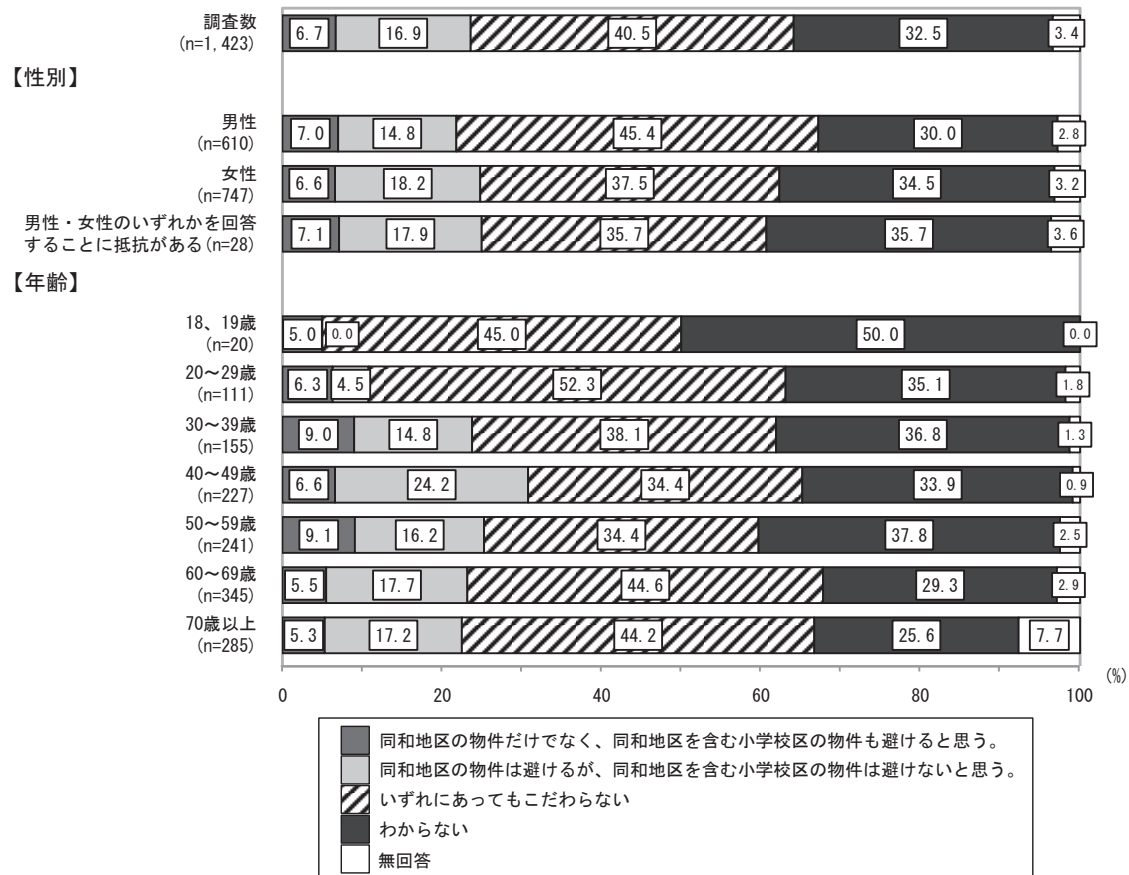
(H30 市民意識調査)

■結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか身元調査することは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

■住宅を選ぶ際に同和地区を避けるかどうかの判断



(H30 市民意識調査)

部落差別を解決するためには、市民一人ひとりがこの問題を正しく理解し、解決することを自分自身の課題として捉えることが大切であり、そのためにあらゆる機会を通じて、人権教育、啓発を推進していく必要があります。

【取組の方向（施策展開）】

- ①部落差別の問題を人権教育、啓発活動の重要な柱と位置づけ、「加東市部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、学校、地域、各種団体、事業者などのあらゆる場において様々な年齢層に対する教育、啓発の推進を図ります。
- ②加東市人権・同和教育研究協議会などの関係団体との連携を図り、幅広い人権教育、啓発のための研究や研修の充実を図ります。
- ③各種人権相談、差別事象については、神戸地方法務局、社人権擁護委員協議会などの関係機関や関係団体との連携を図り、対応します。
- ④部落差別の解決を著しく阻害する「えせ同和行為*」による被害が依然として残っており（法務省：平成30年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査）、その根絶に向けた取組を行います。

2 女性

【現状と課題】

わが国では、法の下での男女平等がうたわれていますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に根強く残っています。

また、政策や方針の決定過程においても、未だに男女の均等な参画が確保されていない状況にあり、さらには、DV（ドメスティック・バイオレンス）*に代表される女性の人権に関わる多くの人権侵害があります。

少子高齢化の進行、社会・経済構造の急速な変化に対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

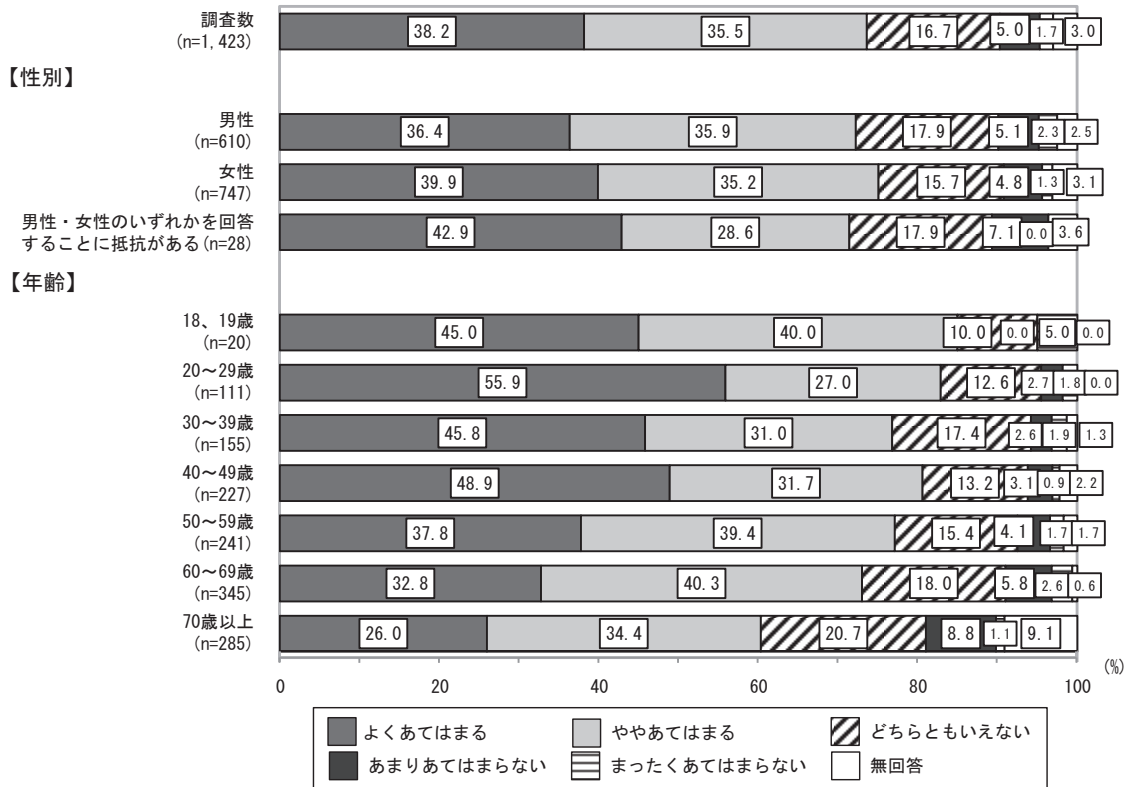
国は、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」を策定し、県は、平成13(2001)年に「兵庫県男女共同参画計画」を策定しました。その後、国では、平成17(2005)年に第2次基本計画を、平成22(2010)年には第3次基本計画を策定し、あらゆる分野において男女共同参画に向けた様々な取組が推進されています。平成27(2015)年には、第3次基本計画を改定し、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30(2018)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されるなど、男女平等の原則の確立に向け取り組んできています。

また、DVの増加やストーカー事件の続発などを受け、国では平成12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」を、平成13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を制定し、その後、改正が行われるなど、取組の強化が進められています。

本市では、平成21(2009)年度に「加東市男女共同参画プラン」を策定、平成26(2014)年度には、配偶者等暴力対策基本計画が一体となった「第2次加東市男女共同参画プラン」として計画を改定し、様々な施策に取り組んできました。その後、これまでの取組の成果や市民の男女共同参画に関する意識、社会情勢の変化等を踏まえて、平成31(2019)年3月に「第3次加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画と女性活躍を一層推進しています。また、平成31(2019)年3月に「第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、DVの防止、被害者支援に取り組んでいます。

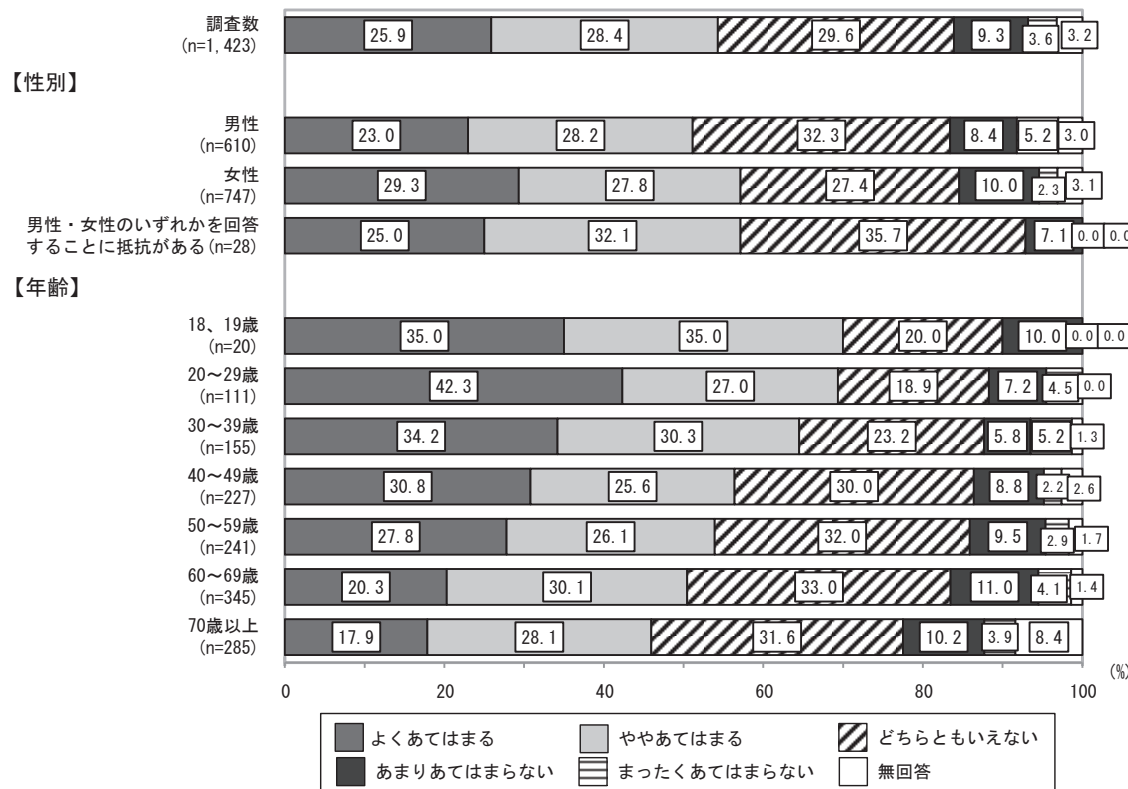
H30市民意識調査の結果によると、女性ということで、同じ勤務年数の男性より給料や昇進で低い評価を受けることについて、人権侵害に「よくあてはまる」と答えた市民が38.2%、「ややあてはまる」が35.5%となっています。年齢別でみると、40歳代以下は「よくあてはまる」が最も高く、50歳代以上は「よくあてはまる」の割合は低下し、「ややあてはまる」の割合が高くなっています。また、性的な被害を受けた女性に対して周囲が非難することは人権侵害にあてはまると思うかについて、全体では5割以上の人権侵害にあてはまると感じています。年齢別でみると、年代が上がるほど人権侵害にあてはまると感じる割合が低くなっており、年代によって差がみられます。

■女性ということで、同じ勤務年数の男性より給料や昇進で低い評価を受けることは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

■性的な被害を受けた女性に対して、「夜遅くに外出したからだ」「スキがあったからだ」などと周囲が非難することは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けての意識啓発を進めます。
- ② 各種審議会などの委員への女性の積極的な登用を図り、政策や方針決定過程への女性の参画を進めます。
- ③ 男女共同参画推進に当たり、様々な情報の収集やその提供、各種相談、活動を支援し、男女を問わず誰もが自由に交流できる場の提供に努めます。
- ④ DVの根絶に向け、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、被害者支援に取り組むとともに、交際中の男女の暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を進め、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- ⑤ 元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）、セクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等の人権侵害行為についても、人権教育、啓発の推進を通して防止に努めます。
- ⑥ 社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、保育・介護サービスの充実など家庭と仕事の両立への支援に努めます。

3 子ども

【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティー意識の衰退、過度に経済性や効率性を重視する傾向、大人優先の社会風潮などにより、子どもを取り巻く環境の変化は憂慮すべきものがあります。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力や学校でのいじめの対応件数の増加、援助交際や児童ポルノなどの性の商品化など、子どもの人権をめぐる問題が深刻化する中で、子どもの生命が脅かされる事件が全国的に発生するなど、子どもの安全確保は、重要な問題となっています。

国では、「児童福祉法（昭和22(1947)年）」、「児童憲章（昭和26(1951)年）」の制定により、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策が進められてきました。

平成6(1994)年には、「児童の権利に関する条約」を批准し、子どもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、平成11年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」、平成12(2000)年には、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定されました。

平成25(2013)年には、「いじめ防止対策推進法」の制定により、国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、平成26(2014)年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が制定されました。

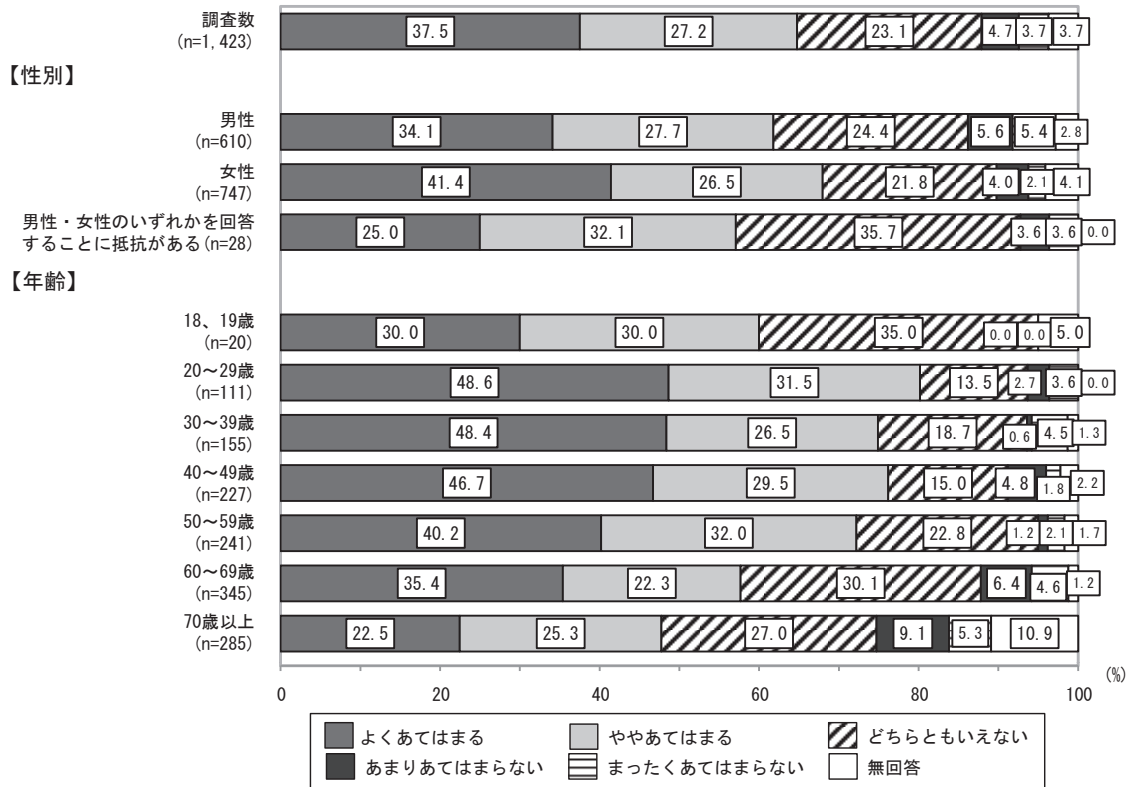
平成27(2015)年4月には、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度「子ども・子育て支援新制度」が始まっています。

本市においても、平成19(2007)年に旧町の取組を受け継いで、子どもが健やかに成長でき、子育てに夢と希望が持てる、いきいきとしたまちづくりを進めるための「加東市次世代育成支援行動計画」をはじめ、平成27(2015)年3月には、「加東市子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、本市の全ての子どもたちが健やかに成長できる社会をめざし、取組を推進しています。

H30市民意識調査の結果によると、非嫡出子*が結婚に際して不利益を受けることは人権侵害にあてはまると思うかについては、「よくあてはまる」と答えた市民が37.5%、「ややあてはまる」が27.2%となっています。年齢別では、人権侵害にあてはまると思う割合は、20～50歳代で高く、70歳以上の高齢者の割合が最も低くなっています。また、児童の裸の写真などをインターネット上に掲載することについて、「問題だと思う」と答えた市民が87.1%となっています。性別や年齢に関係なく、「問題だと思う」が大部分を占めていますが、70歳以上の割合は74.7%と、それ以下の年代に比べやや低くなっています。

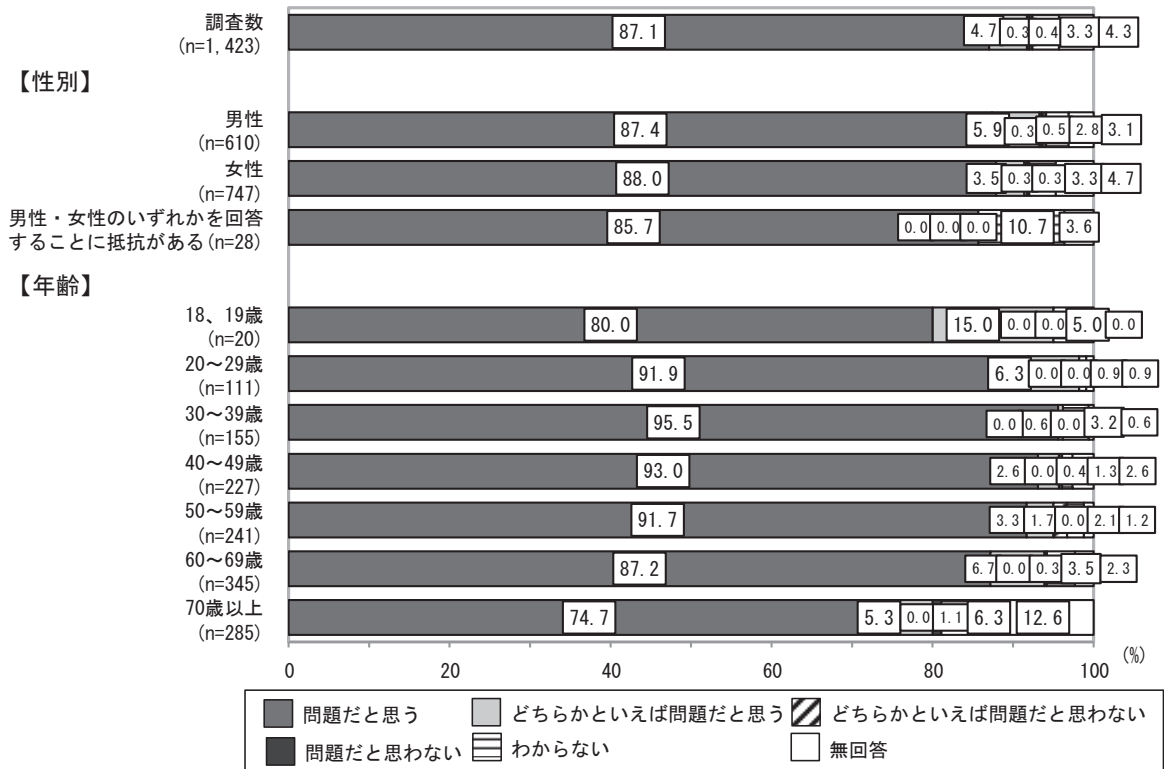
子どもは社会的弱者であり、守るべき存在ではありますが、保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めるという「児童の権利に関する条約」（平成6(1994)年批准）の趣旨を十分踏まえた教育及び啓発を引き続き進める必要があります。その上で、社会全体で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、心身ともに健やかに成長できる環境づくりが必要です。

■非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子）が結婚に際して不利益を受けることは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

■児童の裸の写真などをインターネット上に掲載することは人権侵害にあてはまると思う。



(H30市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①子どもをめぐる人権に関わる様々な課題の解決に向けて、学校、家庭、地域が連携したきめ細やかな取組を進めます。
- ②平成18(2006)年に設置した「加東市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携を図りながら、児童虐待への適切な対応、要保護児童等の保護及び支援を図ります。
- ③子どもは、保護の対象であるとともに、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるという視点に立ち、子どもに関わる全ての人が、子どもの権利についての認識等を深めるよう啓発を推進します。
- ④子どもは「将来を担う社会の宝」という視点にたち、全ての子どもが家族形態や生活困窮など、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくことができる社会づくりに取り組みます。

4 高齢者

【現状と課題】

わが国の高齢化は、世界にも例を見ない速さで進んでいます。本市の令和2(2020)年2月末日現在の高齢化率は、総人口の26.3%に達し、市民の約4人に1人は高齢者という超高齢社会を迎えています。

こうした超高齢社会を、単に高齢者が多い社会とは捉えず、住民誰もが長寿を喜び、高齢者が健やかに、また、病気や身体が不自由になっても、人生をいきいきと過ごせる社会づくりが求められています。

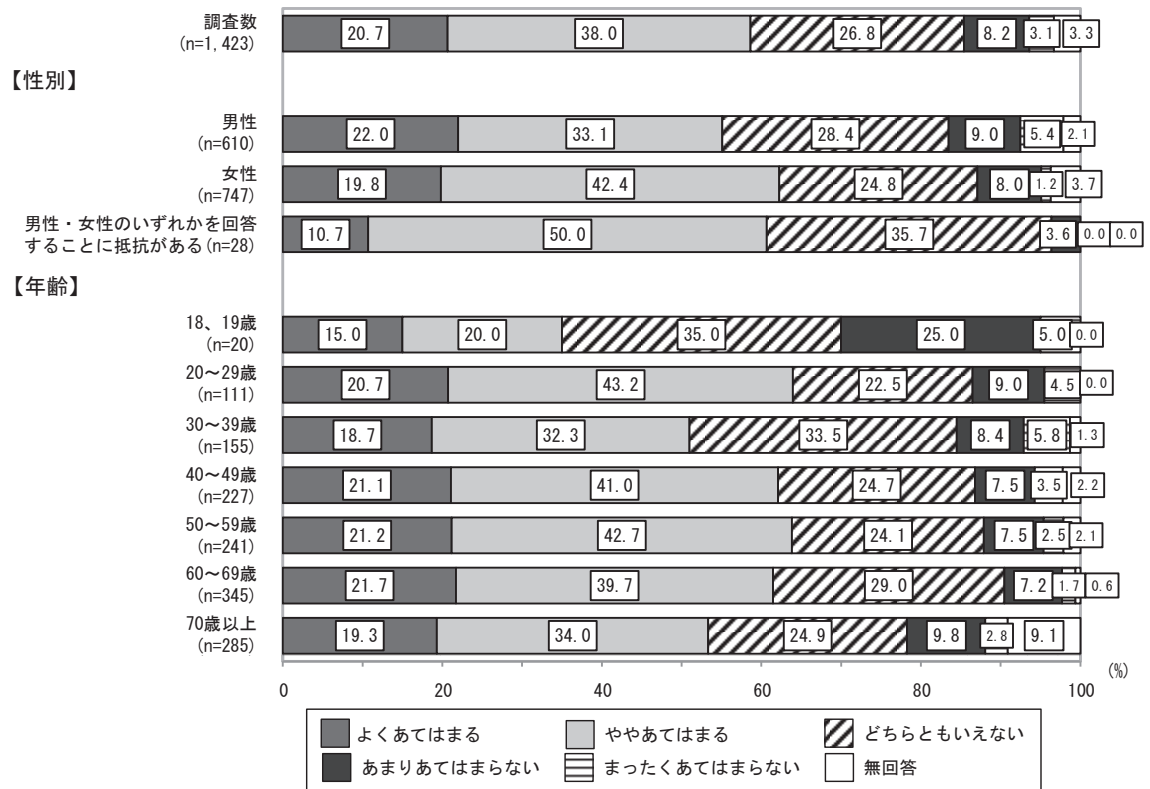
ところが、高齢者は、働きたいという意志や能力があるにもかかわらず、高齢であるということのみをもって就労の機会が奪われるなど、社会参加し、自己実現を図るための権利が十分に保障されているとは言えない状況にあります。

また、心身の機能の衰えなどから介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、虐待や悪徳商法、詐欺などの財産侵害を受けたりするなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定される問題も生じています。

H30市民意識調査の結果によると、高齢者の就職が困難であったり、労働条件が悪くなったりすることは人権侵害にあてはまると思うかについて、「ややあてはまる」と答えた市民が38.0%、「よくあてはまる」が20.7%となっています。年齢別では、18、19歳を除く年齢で人権侵害にあてはまると思う割合が5割を占めています。また、高齢者の希望に反して施設に入所させることは人権侵害にあてはまると思うかについて、「ややあてはまる」が20.4%となっています。年齢別では、人権侵害にあてはまると思う割合は、18、19歳と70歳以上の両年代で高くなっています。

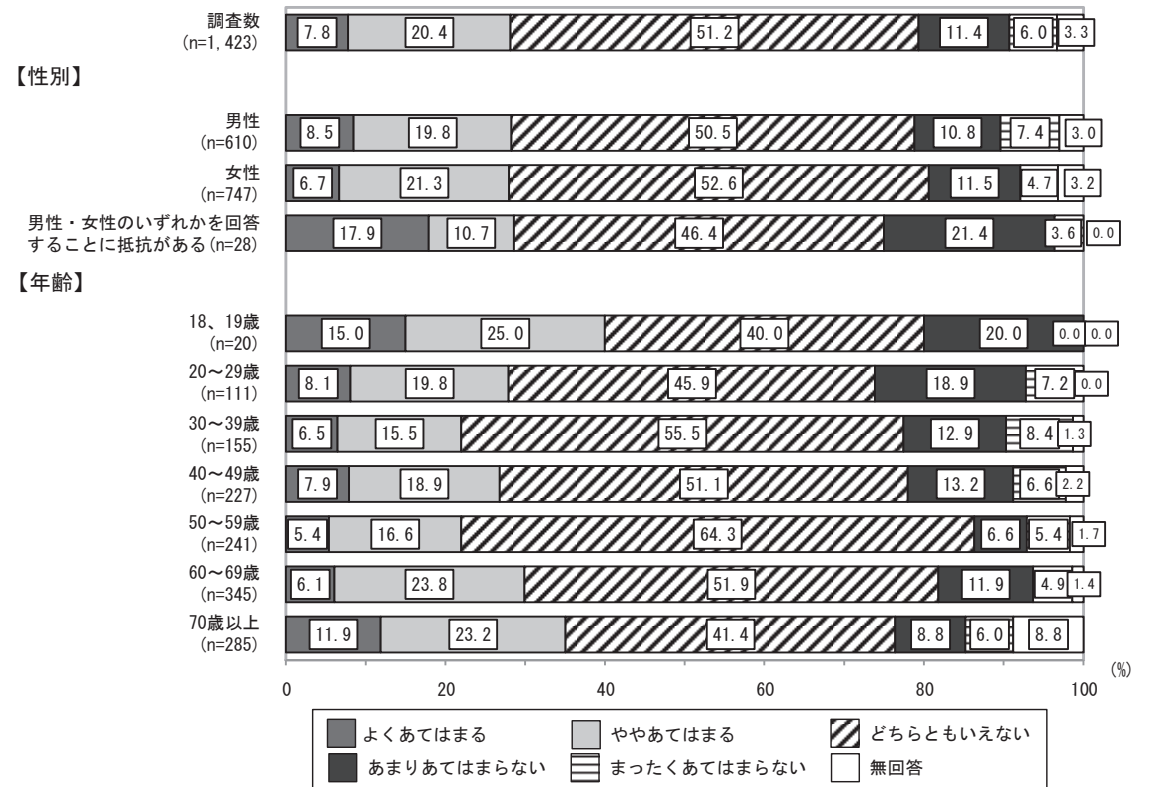
要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り社会との関わりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取組が必要です。

■高齢者の就職が困難であったり、労働条件が悪くなることは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

■家族が、寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させることは人権侵害にあてはまると思う。



(H30市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らせる地域づくりを行っていくために、「高齢者虐待防止ネットワーク」を中心として、高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止を図ります。
- ②悪徳商法や詐欺などをはじめとする、高齢者への人権侵害に関する相談、支援の充実に努めます。
- ③高齢者の豊かな知識や経験を、地域活動、職業活動などにおいて生かしていくため、年齢を理由に社会参加の機会が制限されない取組を進めます。
- ④高齢者に、わかりやすい方法で生活に必要な情報を伝えるよう努めます。
- ⑤「加東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」による取組を推進し、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを充実させていきます。

5 障害のある人

【現状と課題】

昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、世界各国において障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取組が推進されてきました。

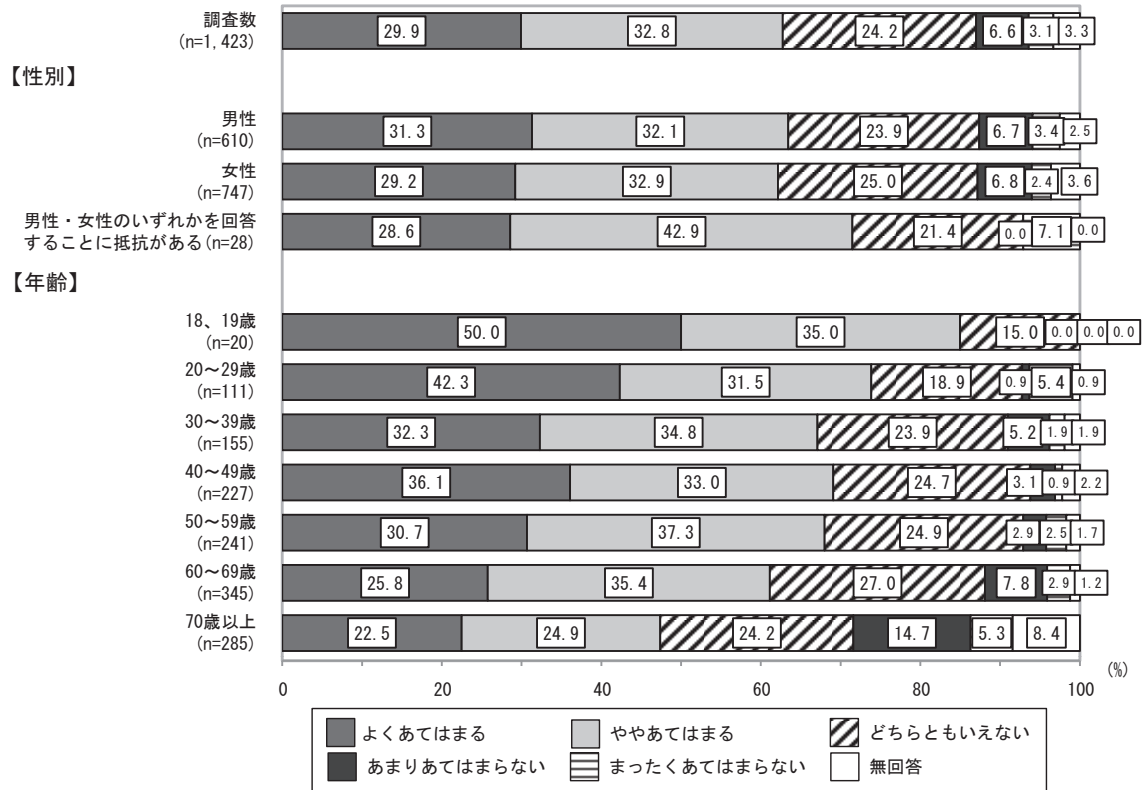
国では、平成16(2004)年に「障害者基本法」を改正し、障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定しています。平成17(2005)年には、障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、「障害者自立支援法」を制定しました。平成23(2011)年には、障害者基本法を改正し、障害者施策の目的を、全ての国民が障害の有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとし、平成24(2012)年に、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正しています。また、平成23(2011)年の障害者基本法の改正では、障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止し、同年には、障害のある人への虐待を防止するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」も制定しました。平成25(2013)年には、障害のある人への差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されています。

このような背景のもと、平成30(2018)年3月には、「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざすことで、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」の実現に向けた取組を推進しています。

H30市民意識調査の結果によると、障害のある人の結婚や子育てに周囲が反対することは人権侵害にあてはまると思うかについて、「ややあてはまる」と答えた市民が32.8%、「よくあてはまる」が29.9%となっています。年齢別でみると、人権侵害にあてはまると思う割合は、若い年代ほど高くなっています。また、障害者の雇用が進まないことは人権侵害にあてはまると思うかについて、「ややあてはまる」と答えた市民が39.1%、「よくあてはまる」が27.1%となっています。年齢別にみると、18、19歳では「よくあてはまる」（45.0%）が最も高く、年代が上がるほど「よくあてはまる」の割合が低くなり、あてはまると思う割合は低下しています。

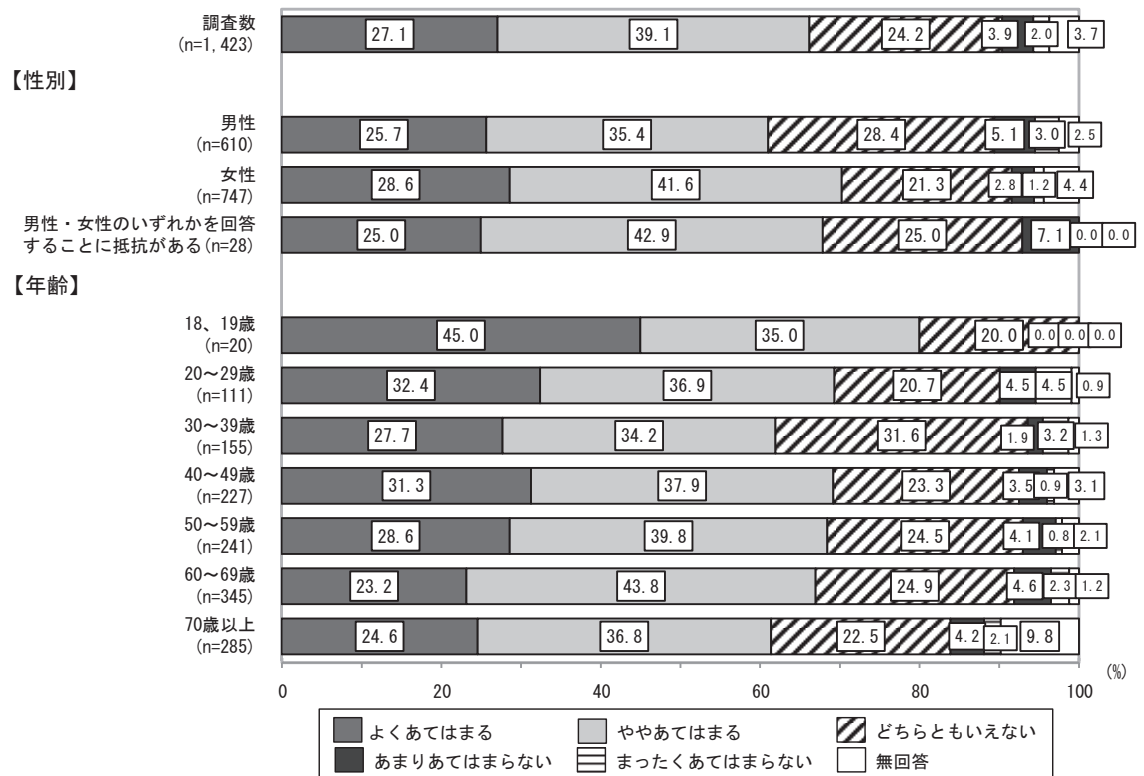
障害に関する知識が不十分であることなどを背景に、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見が存在し、自立や社会参加が妨げられていることが考えられます。ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できる環境整備と、障害に対する正しい知識の普及・啓発が大切です。

■障害のある人が結婚したり、子どもを育てたりすることに周囲が反対することは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

■知的障害者や精神障害者、身体障害者の雇用が進まないことは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①障害のある人が自立し、社会参加を果たしていくために、乳幼児期からそれぞれの状態や必要性に応じた一貫した支援と教育を行います。
- ②障害のある人に対する正しい理解が必要であるため、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどを活用し、様々な啓発活動を実施するとともに、社会福祉法人加東市社会福祉協議会をはじめとする各種団体とも連携して、それぞれに啓発活動を展開します。
- ③障害のある人が地域の中で安心して生活するために、その拠点となる住宅環境や道路、交通機関、公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化をさらに進めるとともに、障害のある人が障害のない人と等しく人権を享受し、行使できるよう、様々な場面で「合理的配慮*」に基づいた取組を進めます。
- ④「障害者総合支援法（平成25(2013)年）」の制定により、これまで障害種別ごとに分かれていた各種サービスを「自立支援給付」「地域生活支援事業」として定着させ、障害のある人の要望に十分対応できる総合的なサービス基盤の充実に努めます。
- ⑤「加東市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」による取組を推進し、障害のある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

6 外国人

【現状と課題】

近年のグローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、わが国に在留する外国人は年々増加しています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しています。

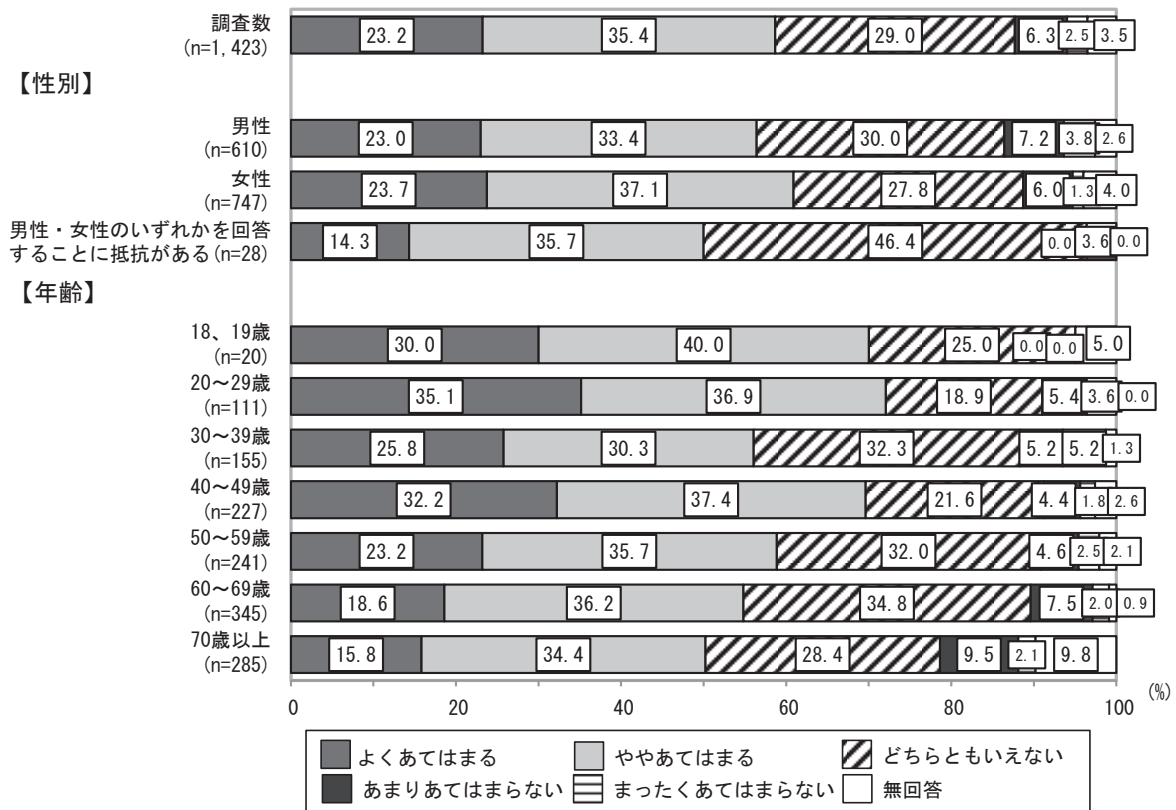
しかし、国の「人権教育、啓発に関する基本計画」では、「我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と述べられており、外国人の人権問題が大きな課題となっています。

近年、急速に増加している外国人は、多くの地方都市で重要な労働力となっており、定住化傾向が強くなっています。一方で、不安定な雇用や、社会保険への未加入、不十分な日本語習得など多くの問題が発生しています。また、外国人と地域との間には、言葉や習慣などの違いから、軋轢^{あつれき}、摩擦が生じている場合が少なくありません。特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生し、このような不当な差別的言動の解消に向け、平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定されました。

H30市民意識調査の結果によると、企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益を受けることは人権侵害にあてはまると思うかについて、「ややあてはまる」と答えた市民が35.4%、「よくあてはまる」が23.2%となっています。年齢が上昇するとともに、あてはまると思う割合は低くなる傾向があります。また、ヘイトスピーチに対して法的な罰則が設けられていないことについて、「どちらかといえば問題だと思う」と答えた市民が32.0%、「問題だと思う」が19.7%となっています。年齢別では、「どちらかといえば問題だと思う」及び「問題だと思う」の各割合は70歳以上で最も低くなっています。

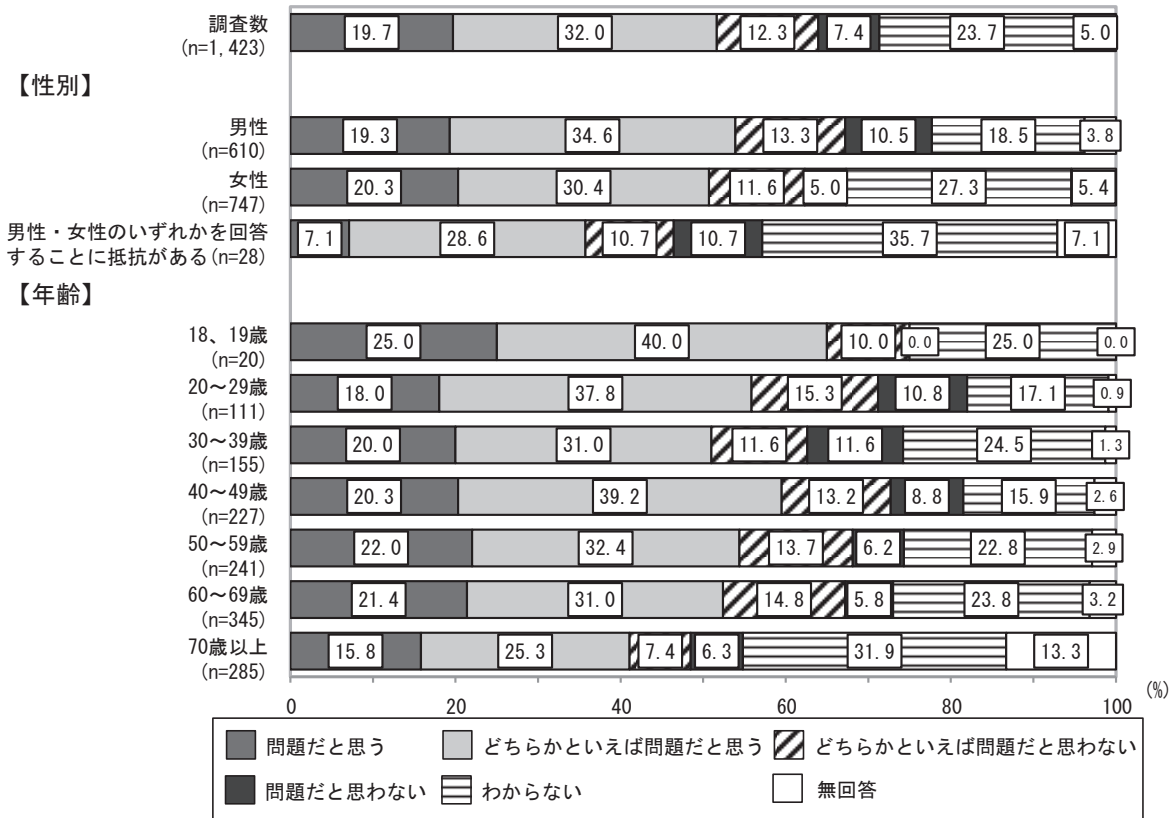
異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあうことで「心のグローバル化」を推進するとともに、「多文化共生社会」の形成を進め、外国人も住民のひとりとして、地域づくりへの参画を促進する取組が重要です。

■企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益を受けることは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

■ヘイトスピーチに対して法的な罰則が設けられていないことは人権侵害にあてはまると思う。



(H30 市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①外国人への生活情報の提供や日本語教育支援などの生活支援の充実等により、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、社会参加を促進します。
- ②外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶し、民族、国籍等に関係なく互いを尊重し合う意識を醸成するための啓発活動を推進します。
- ③国立大学法人兵庫教育大学留学生や姉妹都市との交流などを通して、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化、考え方や多文化共生の重要性に対する相互の理解を深め、市民や地域の共生意識の高揚を図ります。

7 性的少数者

【現状と課題】

性は、身体の見ただけで決められるものではなく、複雑で多様なものです。自分の性別に対する違和感がなく、性的指向（性愛の対象）が異性に向かう人だけでなく、性的指向が同性に向かう同性愛者（レズビアン*、ゲイ*）や男女両方に向かう両性愛者（バイセクシュアル*）、生物的な性（身体性）と性に関する自己認識（心の性）が一致せず、「身体性」と異なる性別を生きようとする人（トランスジェンダー*）やその不一致に悩む「性同一性障害」の人など、様々な性を生きる人たちがいます。最近では、これらの頭文字をとって「LGBT」という言葉で知られるようになってきました。また、「SOGIE」（ソージィー/SO: sexual orientation 性的指向、GI: gender identity 性自認、E: expression 性表現）という性の多様性を表す言葉もあります。

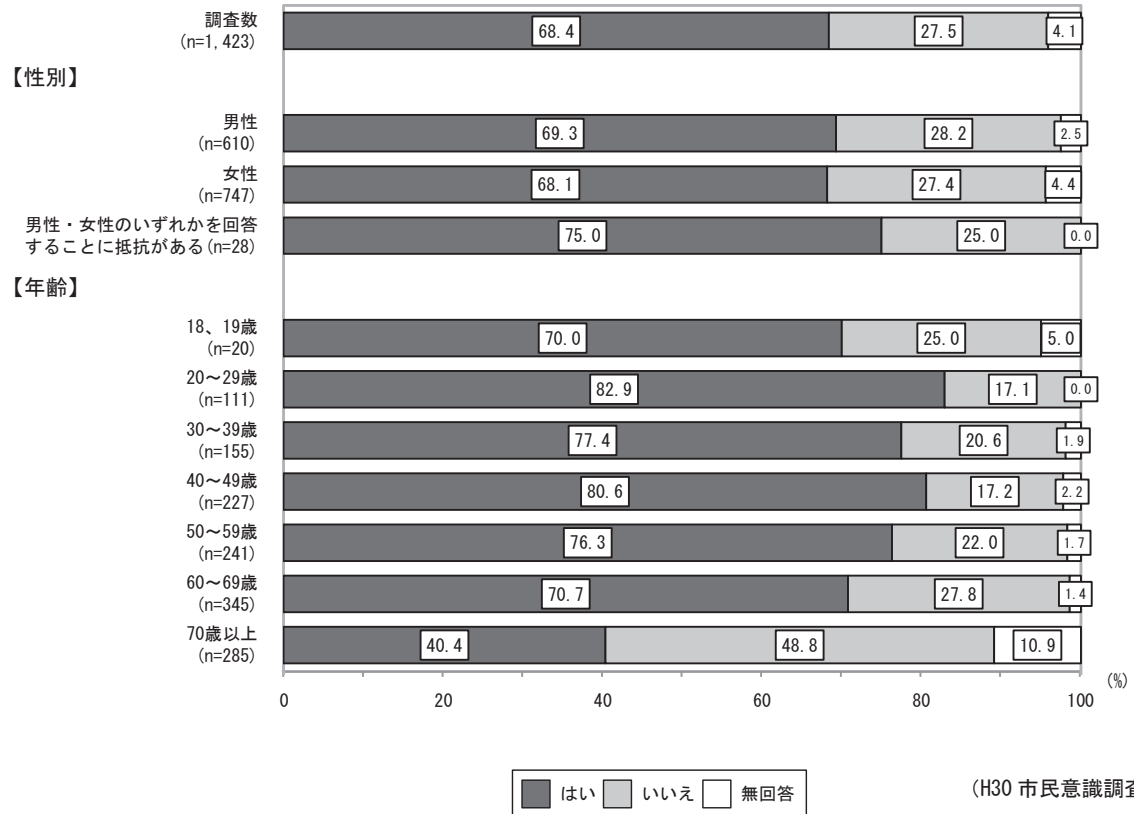
海外においては、同性同士の結婚が認められたり、国内でも性的少数者であることを公表する人がでてきたりするなど、少しずつ性のあり方の多様性が社会的に認知されるようになってきましたが、今なお、性的少数者は偏見や差別の対象となり、日常生活の様々な場面において制約や不利益を受けています。

わが国では、平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件のもと、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに平成20(2008)年6月、同法の改正により、性別変更できる特定の条件が緩和されました。また、学校に対しては、性同一性障害等の児童生徒への配慮等を求める通知が国から出されています。

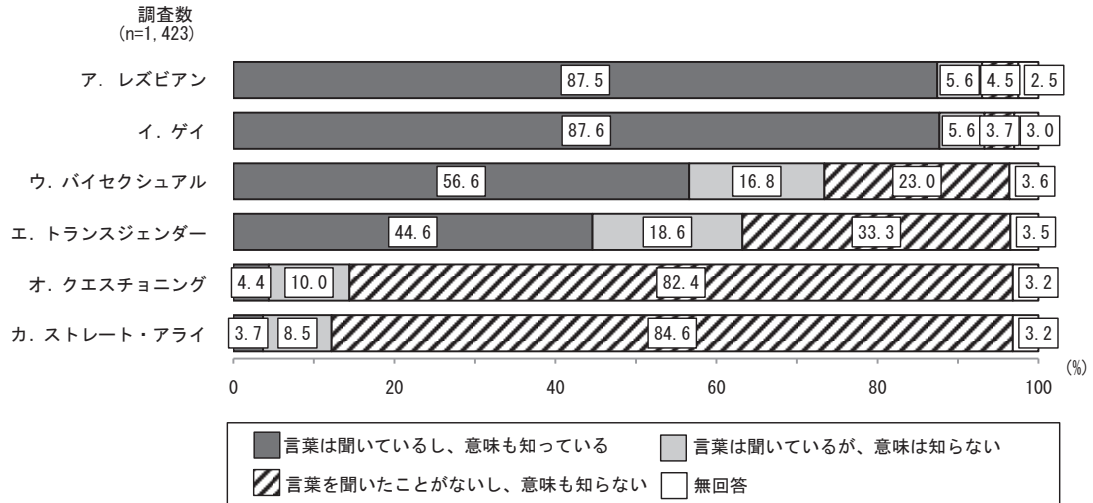
H30市民意識調査の結果によると、「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）」という言葉を知っている割合は68.4%に対し、知らない割合27.5%となっています。男女で知っている割合の差はなく、年齢別では、70歳以上の知っている割合が40.4%で最も低くなっています。また、LGBTQ等の言葉について、「言葉は聞いているし、意味も知っている」割合は、『レズビアン』、『ゲイ』は8割以上、『バイセクシュアル』、『トランスジェンダー』は5割前後、『クエスチョニング*』と『ストレート・アライ*』が1割以下と、言葉により認知状況に差がみられます。さらに、周囲の人が性的少数者だった場合の感じ方について、「特に抵抗がない」と答えた市民の割合は、『近所の人』が59.5%、『友人の職場の同僚』が56.2%、『自分の子ども以外の家族』が37.0%、『自分の子ども』が23.0%で、身内などの近親者で抵抗感が強くなる傾向がみられます。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とは言えません。社会生活の様々な場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について、市民の理解を深めるための啓発を推進することが必要です。

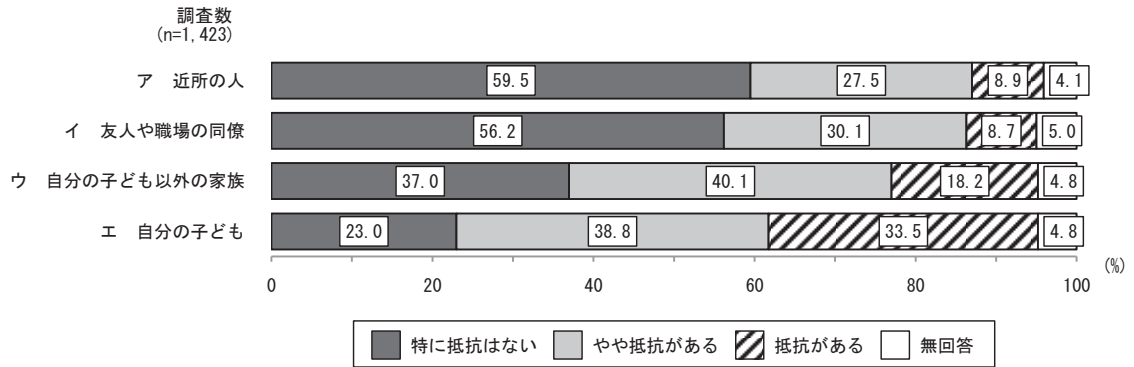
■性的少数者（セクシュアルマイノリティ）という言葉の認知度



■LGBTQ等の言葉の認知度



■周囲の人が性的少数者だった場合に関する感じ方



(H30市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別をなくすため、本人とその家族の人権を擁護する教育、啓発を推進します。
- ②多様な生き方や価値観を認め合い、共生社会を築くことで、誰もがありのまま安心して自分らしく生きられるよう、性的少数者に対する正しい認識を持ち、誰もが自分の性のあり方を尊重される教育、啓発を推進し、併せて支援に努めます。

8 HIV感染者・ハンセン病患者等

【現状と課題】

現代社会においては、様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとは言えません。

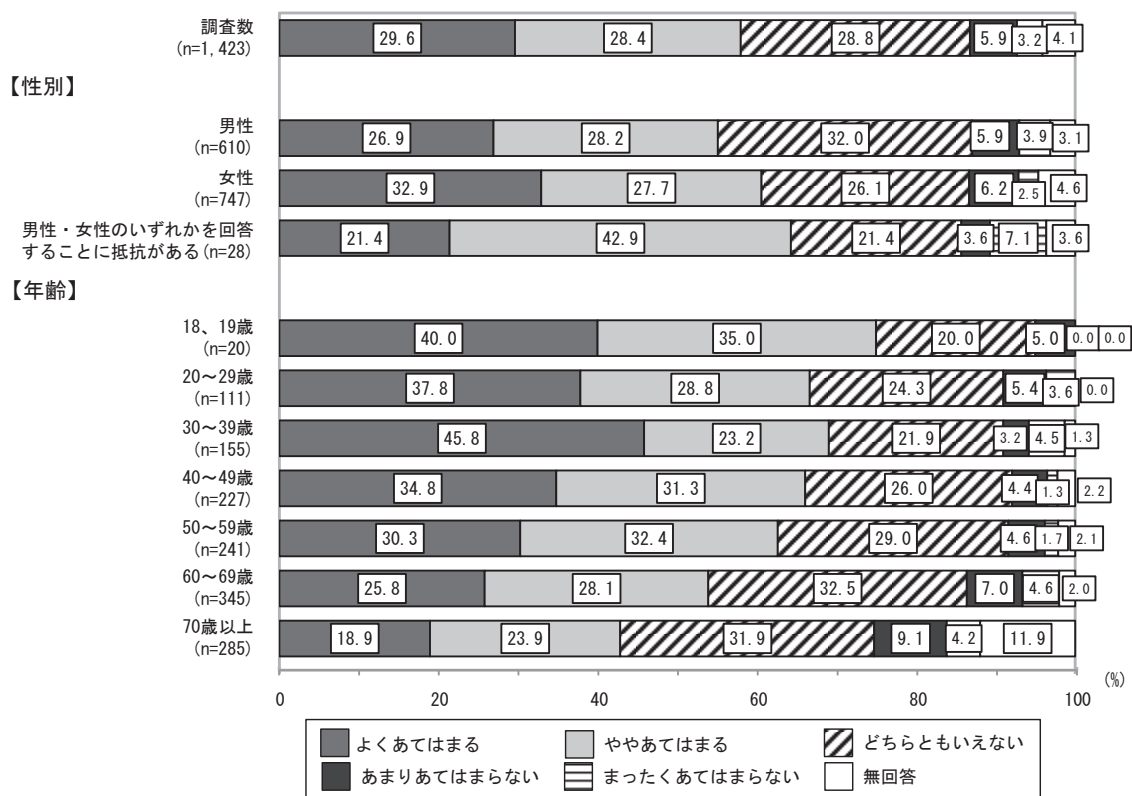
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、感染力が弱く感染経路が限られているため、正しい知識をもって予防ができれば、日常生活では感染することはなく、いたずらに感染を恐れる必要がないにもかかわらず、病気そのものや患者、感染者を特別視する差別意識が存在しています。

H30市民意識調査の結果によると、HIV感染を理由に労働者が採用されなかったり、解雇されたりすることは人権侵害にあてはまると思うかについて、「よくあてはまる」と答えた市民が29.6%、「ややあてはまる」が28.4%となっています。年齢別でみると、年代が上がるほど、「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の割合が低くなっています。

また、ハンセン病は、らい菌による感染症で、その菌は感染力が極めて弱く、現在では治療方法も確立され完全に治る病気であり、遺伝する病気ではありません。しかしながら、依然として病気や元患者に対する偏見や差別意識が残っています。

これらの感染症については、まず、治療や予防など、医学的な対応が必要になりますが、患者、元患者、家族が背負う人権問題の解決も同じように重要な課題として位置づけ、解決に向けた取組を進めなければなりません。

■ HIV感染を理由に労働者が採用されなかったり、解雇されたりすることは人権侵害にあてはまると思う。



(H30市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。
- ②医師や看護師などの医療関係従事者には、人権意識の徹底が図られるよう関係機関、団体などと連携を強化しながら取組を進めていきます。
- ③医療機関において、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

9 刑を終えて出所した人

【現状と課題】

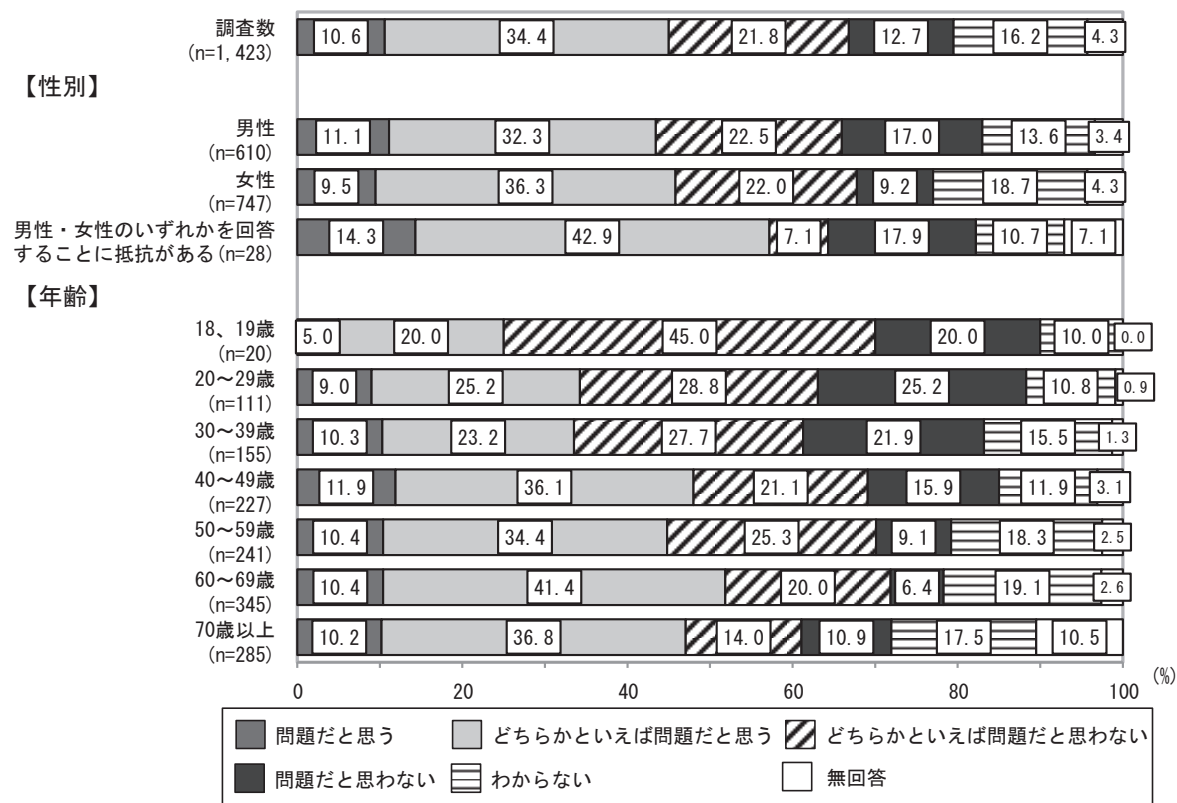
平成28(2016)年には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になることができるように支援することで、再犯を防止し、安全で安心できる社会の実現をめざすこととしています。

しかし、刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難なことなど、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、インターネットでの犯罪歴の書き込みが拡散し、いつまでも残っていることで、様々な差別的扱いを受けることもあります。

H30市民意識調査の結果によると、刑務所を出所した人の就職が容易に決まらないことは人権の観点から問題があると思うかについて、「問題だと思う」と答えた市民が10.6%、「どちらかといえば問題だと思う」が34.4%に対し、「どちらかといえば問題だと思わない」が21.8%、「問題だと思わない」が12.7%となっています。年齢別では、40歳以上の年代で問題だと思う割合が高くなっています。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と努力が不可欠なことから、偏見や差別を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

■刑を終えて刑務所を出所した人の就職先が容易に決まらないことは問題だと思う。



(H30市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するため、保護司会や更生保護女性会を中心に「社会を明るくする運動」の啓発活動を推進します。
- ②刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくとともに、就労をはじめ、就学や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用などについて相談に応じ、適切な支援に努めます。

10 犯罪被害者等

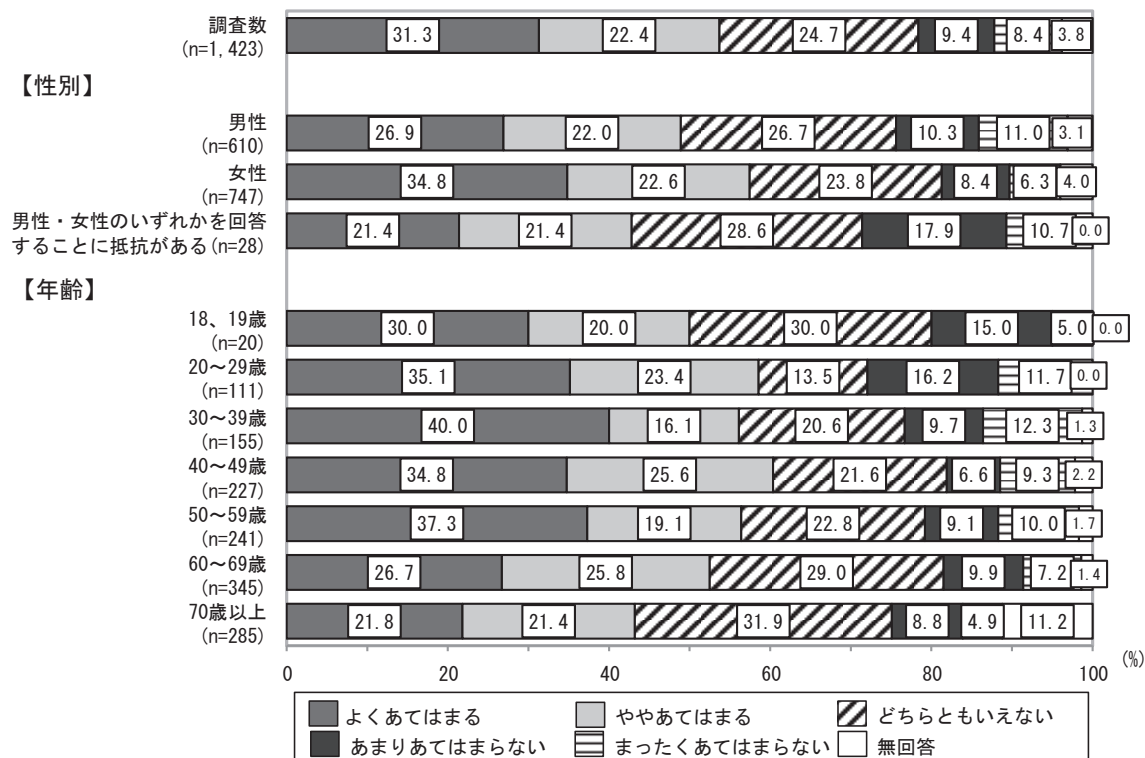
【現状と課題】

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的な被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。また、これまで犯罪被害者の権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらに、犯罪被害者とその家族には、マスメディアによる行き過ぎた報道や過剰な取材によって、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩侵害などの問題が起こっています。

H30市民意識調査の結果によると、犯罪被害者が名前や住所などを報道されることは人権侵害にあてはまると思うかについて、「よくあてはまる」と答えた市民が31.3%、「ややあてはまる」が22.4%、「あまりあてはまらない」が9.4%となっています。年齢別では、人権侵害にあてはまると思う割合は、20～50歳代で高くなっています。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されています。しかし、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えず、行政や司法機関、民間団体等が犯罪被害者等の人権保障を図るとともに、その立場を理解した支援をしていくことが重要です。

■ 犯罪被害者が名前や住所を報道されることは人権侵害にあてはまると思う。



(H30市民意識調査)

【取組の方向（施策展開）】

- ①加東市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者とその家族の人権擁護に資する啓発活動を推進します。

11 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

近年、インターネットやスマートフォン等の通信手段の急速な普及により、情報の収集、発信の利便性は大きく向上しました。その利用の拡大が進む一方で、匿名性を悪用し、SNS*やブログなどでの特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が差別を助長するなど、人権侵害が増加しています。また、近年インターネット上の掲示板やSNS等において、プライバシー侵害のほか、誹謗中傷や名誉毀損による被害を受けた人がネット上の個人情報、プライバシー侵害情報、誹謗中傷を削除してもらう権利（忘れられる権利）の保障を求める動きもみられるようになってきました。

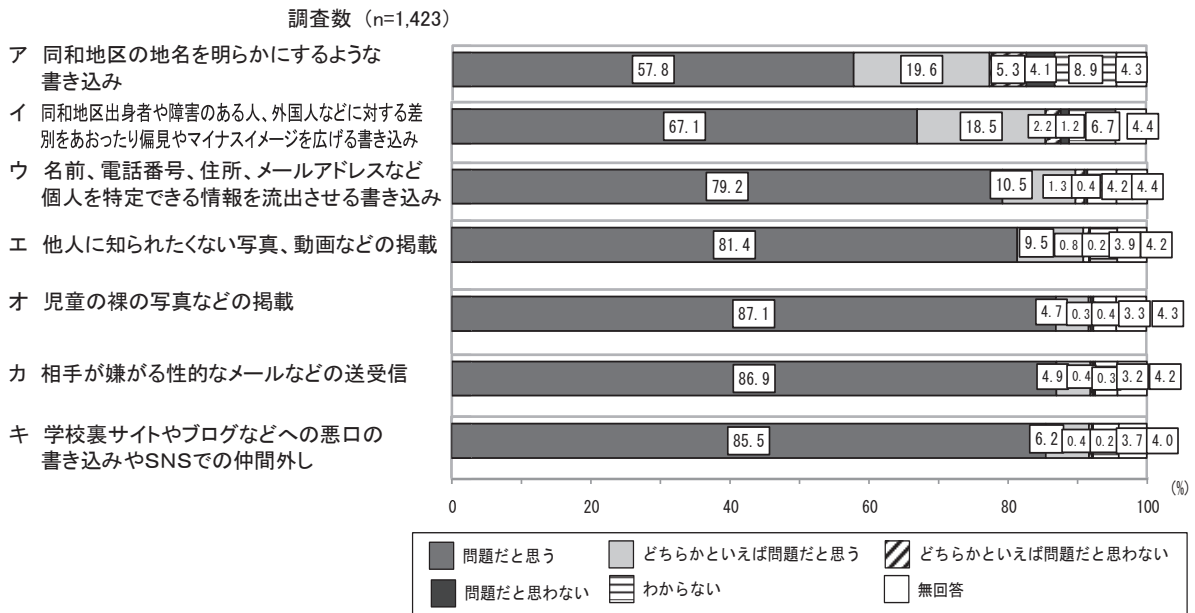
このようなインターネットによる人権侵害をめぐって、平成14(2002)年5月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ*責任制限法）」が制定され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、依然として人権侵害はあとを絶たない状況です。

H30市民意識調査の結果によると、インターネット上の書き込みについて、『名前、電話番号、住所、メールアドレスなど個人を特定できる情報を流出させる書き込み』、『他人に知られたくない写真、動画などの掲載』、『児童の裸の写真などの掲載』、『相手が嫌がる性的なメールなどの送受信』、『学校裏サイトやブログなどへの悪口の書き込みやSNSでの仲間外し』については、「問題だと思う」と答えた市民の割合が80%にのぼっていますが、『同和地区の地名を明らかにするような書き込み』については57.8%、『同和地区出身者や障害のある人、外国人などに対する差別をあおったり偏見やマイナスイメージを広げる書き込み』については67.1%となっています。

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルについての正しい理解と認識を広げるための教育や啓発活動の推進を図る必要があります。

また、大量の個人情報を保有する本市においては、「加東市個人情報保護条例」の遵守を徹底し、個人情報の保護に努める必要があります。

■インターネット上の書き込みに関する感じ方



【取組の方向（施策展開）】

- ①一般のインターネット利用者やプロバイダなどに対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解をさらに深め、メディアリテラシー*を身につけるための教育、啓発活動を推進するとともに、ケーブルテレビやホームページを通して、人権侵害防止の啓発活動を行います。
- ②学校においては、情報に関する学習などで、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題と、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルについて理解するための教育の充実を図ります。
- ③インターネットモニタリングを行い、インターネット上で差別書き込みを発見した場合は、法務局や警察など関係機関と連携し、迅速に削除要請等を行います。また、継続してインターネットモニタリングを行うことで差別書き込みの防止を図ります。

12 その他の人権課題

〔1〕アイヌの人々

【現状と課題】

アイヌの人々は、アイヌ語をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。

アイヌ独自の文化や伝統への無関心や誤った認識から、結婚や就職をはじめとする差別や偏見が依然として存在しています。

平成9(1997)年7月に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が制定されました。この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況を踏まえ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及、啓発を図るための施策の推進を目的に制定されたものです。

この法律の趣旨を理解し、アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深めるための啓発が求められます。

【取組の方向(施策展開)】

- ①アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深める啓発を推進し、アイヌの人々の人権が尊重されるよう努めます。

〔2〕生活困窮や社会から疎外された人々

【現状と課題】

雇用形態の変化に伴い、全就業者に占める非正規雇用の労働者の割合は上昇し、雇用や経済基盤の不安定な層が増加しています。また、少子高齢化や家族構造の変化により単身世帯やひとり親家庭が増加し、さらに通学や家事を行っていない若年無業者(ニート)やひきこもりも社会問題化しています。市内の生活保護受給世帯は横ばいですが、生活困窮にあえぐ人々は少なくありません。特に、長期の無業者やひきこもり、ひとり親世帯などは、社会から孤立したり、疎外されたりする可能性が高いと指摘されています。

生活困窮者の多くは、様々な問題を抱えその問題が複雑に絡みあっているうえに、失業や人間関係の希薄化によって地域で孤立していることが大きな問題となっています。そのため、生活困窮者が経済的に自立するだけでなく、社会参加できる機会を確保する取組が必要です。

また、国の調査によれば、平成27(2015)年度のわが国の子どもの貧困率は13.9%で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあると言われていています。子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援や保護者への就労支援などとあわせて、貧困の連鎖防止に取り組むことが必要です。

【取組の方向(施策展開)】

- ①様々な事情により健全な育成環境を維持することが困難な生活保護世帯や生活困窮世帯に対する就労支援のほか、その子どもに対して学習機会の提供をはじめ、将来的に生計

を自ら営み自立して生活できるように支援を実施するなど、貧困の連鎖を防止する取組を推進します。

- ②市民一人ひとりが、全ての人を個人として尊重し、ひいては社会の構成員として包み、支え合う（ソーシャル・インクルージョン）社会をつくることが重要であるという視点で教育、啓発を推進していきます。

〔3〕安心して働ける職場環境

【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメント*の顕在化、最近では、妊娠、出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化しています。

【取組の方向（施策展開）】

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現や職場でのハラスメントの防止等に向け、企業、事業所やハローワークなどの関係機関と連携し、市民意識の一層の醸成を図るための広報、啓発に努めます。

〔4〕災害時における人権への配慮

【現状と課題】

東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故により発生した放射能汚染は、被災者への差別的発言など様々な被害をもたらし、自然災害を契機とする人権侵害が問題化しています。

【取組の方向（施策展開）】

- ①災害時においても人権が守られ、安心した生活が送れるよう、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、問題を解決していくための意識の醸成を図ります。
- ②「加東市地域防災計画」に基づき、災害時要援護者である高齢者、障害のある人、難病患者、乳幼児や妊産婦等、人権に配慮した災害時の対応を図るとともに、災害時の相談、援護、情報伝達など被災者の状況を踏まえた支援体制の確立に努めます。

〔5〕その他

そのほかにも、自殺者やその遺族等への人権侵害、ホームレスの人権、拉致問題など、様々な人権問題が存在し、社会、経済構造の変化などに伴い、今後、さらに多様化、複雑化する傾向にあります。本市では、これらの問題についても、その解決に向け、関係機関と連携して取り組めます。